２　土木工事施工管理基準及び規格値

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、港湾・漁港工事仕様書第１編１－１-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．目　　的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適　　用

この管理基準は、北海道開発局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合は、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

３．構　　成

施　工　管　理
（工事写真を含む）

- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４．管理の実施

（１）受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

（２）施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

（３）受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（４）受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

５．管理項目及び方法

（１）工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク（PERT）またはバーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急処理または維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

（２）出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表または出来形図を作成し管理するものと

する。なお、測定基準において測定箇所数「○○につき１箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（「付表４．施工管理基準のとりまとめ様式」に取りまとめて提出する）

（３）品質管理

１．受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図または、品質管理図表（ヒストグラム、χ－Ｒ、χ－Ｒｓ－Ｒｍなど）を作成するものとする。ただし、測定数が 10 点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に揚げる工種（イ）、（ロ）、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、現場条件等を考慮して必要な試験項目については、監督職員と協議のうえ、実施するものとする。なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規程の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収等を実施しなければならない。

（イ）路　　盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が 1,000ｍ^{2}以下のもの）

（ロ）アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が 100t 未満のもの）

２．受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ 2.5m を超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

６．規　格　値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７．そ　の　他

（１）工事写真

１）工事写真の提出部数及び型式は次によるものとする。

（イ）工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に１部提出するものとする。

（ロ）原本としては、ネガ（APS の場合はカートリッジフィルム）または電子媒体とする。

（ハ）電子媒体は、CD-ROM を原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督職員の承諾を得るものとする。

（ニ）電子媒体の記録画像ファイル型式は JPEG 型式（非圧縮～圧縮率 1/8 まで）を原則とし、これ以外による場合には監督職員の承諾を得るものとする。

２）工事写真の整理方法は次によるものとする。

（イ）工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容がわかるように整理し提出する。APS カートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス、プリントとともに提出する。

電子媒体で提出する場合は撮影内容がわかるように写真一覧（コマ撮りしたもの）を添付するものとする。

３）（別紙－３）写真の管理の適用について、次の事項を留意するものとする。

（イ）施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

（ロ）不可視となる箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を（別表－３）写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提出するとともに検査時に提出しなければならない。

（ハ）撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。

（ニ）電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画率数 80 万画素以上・プリンターはフルカラー300dpi 以上・インク・用紙等は通常使用条件のもとで３年間程度に顕著な劣化が生じないものとする)

（ホ）電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準（案)」によるものとする。

タイトルブロック

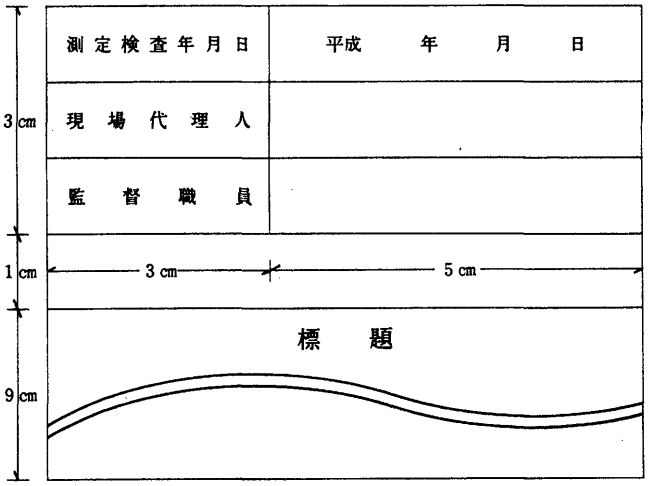

（２）情報化施工

10,000m3 以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成 25 年 3 月 15 日付け国官技第 291 号、国総公第 133 号）及び「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」または「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土

工編）（案）」の規定によるものとする。

（３） ３次元データによる出来形管理

土工において、3 次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3 次元データを用いた出来形管理要領を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう 3 次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を 3 次元空間上に再現するために必要なデータである。

（４）施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

出来形管理基準及び規格値

（別表－１）

出来形の規格値及び施工管理基準

工　　種	項　　目	規格値 （mm）	施　工　管	
			測定基準	結果表によるもの （設計値、実測値差を記入）
浚渫工（土砂）	水深（底面）	所定の区域が所定の水深及び斜面勾配以上の水深	測線、測点間隔 20m以下とし、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。	
	水深（法面）			
浚渫工（岩盤）	水深（底面）	所定の区域が所定の水深及び斜面勾配以上の水深	測線、測点間隔 10m以下とし、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。	
	水深（法面）			
置換工 載荷工	延長	＋規定しない －0		
	天端高	±500	陸上部 測線間隔 20m以下 測点間隔 10m以下 水中部 測線間隔 20m以下 測点間隔 20m以下	
	天端幅 法面勾配			
敷　　砂 砕石マット	延長	＋規定しない －0		
	天端高	±300	陸上部 測線間隔 20m以下 測点間隔 10m以下 水中部 測線間隔 20m以下 測点間隔 20m以下	
	天端幅 法面勾配			
サンドコンパクションパイル サンドドレーン ペーパードレーン 砕石ドレーン	位置	±100mm	移動毎及び監督職員の指示による。	
	天端高	＋規定しない －0	砂杭全数	打込記録紙に深度を記入する。管理表にまとめる。
	先端深度	＋0 －規定しない		
	砂の投入量		砂杭全数	打込記録紙に砂の圧入量を記入する。
	盛上り量			
深層混合処理	位置		改良杭全数	
	鉛直度、接合		改良杭全数 深度方向に２～５ｍ程度毎に測定（引き抜きと貫入時）	改良杭先端部の軌跡図を作成する。
	天端高	＋規定しない －0	改良杭全数	打込記録紙または打込記録データに天端高、先端深度を記入する。
	先端深度	＋0 －規定しない		

理　基　準		摘　　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
実測値を平面図に記入する。	100	測量方法は、測量調査仕様書水路測量と同様の方式とする。
実測値を平面図に記入する。	100	測量方法は、測量調査仕様書水路測量と同様の方式とする。
実測値を平面図に記入する。	100	
実測値（天端高、法肩、法尻、天端幅、及び法勾配）を平面図または断面図に記入する。	天端幅　100 天端高 陸上部　10 水中部　100	
実測値を平面図に記入する。	100	
実測値（天端高、法肩、法尻、天端幅、及び法勾配）を平面図または断面図に記入する。	天端幅　100 天端高 陸上部　10 水中部　100	
実測値を平面図に記入する。	10	自動位置決め装備を使用している場合その作動状況が確認されていれば不要
	100	
	0.1m^3	ペーパードレーンの場合は、ペーパー等の打込量とする。
平面図に記入する。	100	
実測値を平面図に記入する。	10	自動位置決め装備を使用している場合その作動状況が確認されていれば不要
	1分または10㎜	
	10	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認

工　　種	項　　目	規格値 （mm）	施　　工　　管	
			測定基準	結果表によるもの （設計値、実測値差を記入）
深層混合処理	固化材吐出量		改良杭全数	打込記録紙または打込記録データに天端高、先端深度を記入する。
	盛上り量			
ロッドコンパクション	位置	±100mm	移動毎及び監督職員の指示による。	
	充填材の投入量			測定記録をまとめる。
	天端高	＋規定しない －0	全数	打込記録をまとめる。
	先端深度	＋0 －規定しない		
アスファルトマット 摩擦増大用マット	敷設位置	＋規定しない －100	始終点及び変化する箇所毎並びに及びに20mに１箇所以上	測定表にまとめる。 （付表様式－(27)参照）
	重ね幅	500 以上	１枚２点	測定表にまとめる。 （付表様式－(27)参照）
	延長	＋規定しない －100	マットの中心を区間毎及び全長	測定表にまとめる。 （付表様式－(27)参照）
帆布繊維マット	敷設位置	＋規定しない －100	始終点及び変化する箇所毎及びに20mに１箇所以上	測定表にまとめる。 （付表様式－(27)参照）
	重ね幅	500 以上	１枚２点	測定表にまとめる。 （付表様式－(27)参照）
	延長	＋規定しない －100	マットの中心を区間毎及び全長	測定表にまとめる。 （付表様式－(27)参照）
合成樹脂系マット	敷設位置	＋規定しない －100	始終点及び変化する箇所毎及びに20mに１箇所以上	測定表にまとめる。 （付表様式－(27)参照）
	重ね幅	300 以上	1 枚に 2 点	測定表にまとめる。 （付表様式－(27)参照）
	延長	＋規定しない －100	マットの中心を区間毎及び全長	測定表にまとめる。 （付表様式－(27)参照）
基礎工（均し）　床掘	水深（法面）	直角に外側２ｍ 内側 30 ㎝	法面は延長 10m以下ごとの法尻、法肩として必要に応じ中間点を加える。底面は延長 10m以下ごとの中心及び両端の３点その間隔10m以上の場合は更にその中間点を追加。	
	水深（底面）	±300		

理　基　準		摘　　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
	1ℓまたは 1t	流量計等により固化材のｍ当りの吐出量を確認
実測値を平面図に記入する。	100	
実測値を平面図に記入する。	100	
	$1m^3$	
	100	
実測値を平面図に記入する。(付表様式－(28)参照)	100	
実測値を平面図に記入する。(付表様式－(28)参照)	10	
実測値を平面図に記入する。(付表様式－(28)参照)	100	
実測値を平面図に記入する。(付表様式－(28)参照)	100	
実測値を平面図に記入する。(付表様式－(28)参照)	10	
実測値を平面図に記入する。(付表様式－(28)参照)	100	
実測値を平面図に記入する。(付表様式－(28)参照)	100	
実測値を平面図に記入する。(付表様式－(28)参照)	10	
実測値を平面図に記入する。(付表様式－(28)参照)	100	
実測値を平面図に実測値及び許容範囲を断面図に記入する。	100	

工　種		項　目	規格値 (mm)	施　工　管	
				測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
基礎工（均し）	①（捨石本均し） ケーソン、方塊、場所打、プレパックドコンクリート等の底面	基準高	±50	基準高の測線及び測点間隔は10m以下、幅は10m以下ごと、延長は両端の２点	
		幅	＋規定しない －0		
		延長	＋規定しない －0		
	②（捨石荒均し 捨石被覆均し） 捨石露出面の均し及び被覆石露出面の均し	基準高	±500	基準高の測線及び測点間隔は10m以下、斜面は２測点以上、幅は10m以下ごと、延長は両端の２点	
		幅	＋規定しない －0		
		斜面	直角に±500		
		延長	＋規定しない －0		
	③（捨石荒均し） 異形ブロックを層積する場合の均し 裏込石の入らない場合でシートを敷設する場合の均し	基準高	±300	〃	
		幅	＋規定しない －0		
		斜面	直角に±300		
		延長	＋規定しない －0		
	④（捨石荒均し） 異形ブロックを乱積する場合の均し	基準高	±500	〃	
		幅	＋規定しない －0		
		斜面	直角に±500		
		延長	＋規定しない －0		
	⑤（裏込石均し） 船揚場張ブロック下の基礎砕石均し	基準高	±50	延長10m以下ごとに中心及び両端部の３点	
	⑥（捨石荒均し） けい船岸前面の均し	基準高	±100	基準高の測線及び測点間隔は10m以下、幅は10m以下ごと、延長は両端の２点	
		幅	＋規定しない －0		
		斜面	＋規定しない －0		
		延長	＋規定しない －0		
	⑦（裏込石均し） 船揚場砕石下の裏込均し	基準高	±100	延長10m以下ごとに中心及び両端部の３点	
基礎工	水中岩盤掘削（人力）	基準高	±50	基準高は延長５m以下ごとの中心及び両端の３点を標準とし、その間隔５mを超える場合には中間点を追加、幅は延長５m以下、延長は両端と中心の３点	
		幅	＋規定しない －0		
		延長	＋規定しない －0		

理　基　準		摘　　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
実測値を平面図に記入する。 (付表様式ー出来4-1, 4-2)	10	例－1 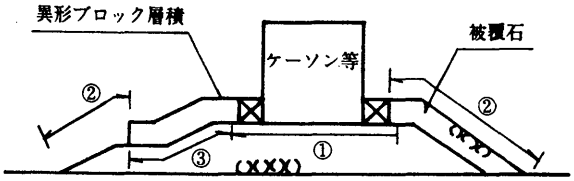
実測値を平面図に記入する。 (付表様式ー出来4-1, 4-2)	100	例－2 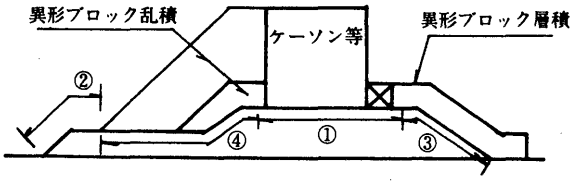
実測値を平面図に記入する。 (付表様式ー出来4-1, 4-2)	100	例－3 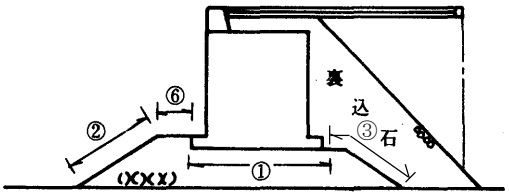 ③は、裏込石が入らない場合でシートを敷設する場合
実測値を平面図に記入する。 (付表様式ー出来4-1, 4-2)	100	
実測値を平面図に記入する。 (付表様式ー出来4-1, 4-2)	10	例－4
実測値を平面図に記入する。 (付表様式ー出来4-1, 4-2)	100	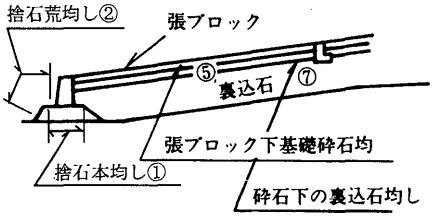
実測値を平面図に記入する。 (付表様式ー出来4-1, 4-2)	100	
実測値を平面図または横断図に記入する。	10	

工　　種		項　　目	規格値 (mm)	施　　工　　管	
				測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
⑧裏込工		基準高	上面が路盤工と接する場合 ±200 その他の場合 ＋規定しない －200	基準高は延長10m以下ごとの両端、幅は延長10m以下斜面は延長10m以下ごと横断歩向の間隔５m以下ごと延長は両端の２点	
		幅	＋規定しない －0		
		斜面	砂防シート敷設の場合 ±200 その他の場合 ＋規定しない －200		
		延長	＋規定しない －0		
本体工	鋼杭打込 コンクリート杭打込	打込記録		支持杭は全数、支持杭以外は20本に１本	打込記録にまとめる。 (付表様式－(31))
		杭頭中心位置	100以内	全数	管理表をまとめる。
		基準高	±50		
		杭の傾斜	直杭２°以下 斜杭３°以下		
	鋼矢板打込	打込記録		鋼矢板は40枚に１枚 鋼管矢板は20枚に１枚	打込記録にまとめる
	鋼矢板打込 (鋼管矢板打込)	矢板壁延長	＋矢板１枚幅 －0	延長は中心を測定、法線に対する出入、傾斜、基準高は、鋼矢板は20枚ごと、鋼管矢板は10枚ごとまたは変化点、法線方向の傾斜は両端部	管理表にまとめる。
			鋼管矢板は特記仕様書による		
		矢板法線に対する出入	±100		
		矢板法線に対する傾斜	1/100		
		基準高	±100		
		矢板法線方向の傾斜	1/100		
		矢板継手部の離脱		全数	
	コンクリート矢板	矢板壁延長	＋矢板１枚幅 －0	鋼矢板に準ずる	(付表様式－(32)参照)
		矢板法線に対する出入	特記仕様書による		
		矢板法線に対する傾斜	特記仕様書による		
		基準高	±50		
		矢板法線方向の傾斜	2/100		
		矢板継手部の離脱		全数	

理　基　準		摘　　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
実測値を平面図に記入する。	10	例－５ 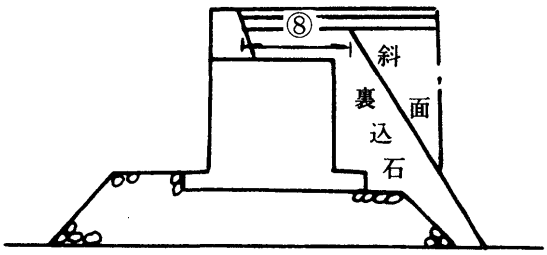
実測値を平面図、断面図に記入する。	10㎜ １度	杭の切断、継足しがあった場合は切断、継足し前の天端高を点線で記入する。
	10	矢板の切断、継足しがあった場合は切断、継足し前の天端高を点線で記入する。 異形矢板を使用した場合、使用位置を記入。 タイロットなどの取付位置も記入。
実測値を平面図、断面図に記入する。	10	

工　種		項　目	規格値 (mm)	施　工　管	
				測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
本体工	腹起し	取付高さ		継手毎両端全数	管理表にまとめる
		継手位置、ボルトの取付、矢板と腹起しの密着		全数	
	タイロッド取付	取付高さ及び水平度		締付後両端全数	管理表にまとめる
		矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		締付後両端全数	管理表にまとめる
		取付状況	定着ナットの締付けにより、ねじ山が3 つ山以上突出していること、ターンバックルのねじ込み長さが定着ナットの高さ以上	全数	
	タイワイヤー取付	取付高さ		締付後両端全数	管理表にまとめる
		矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		締付後両端全数	管理表にまとめる
		取付状況	定着ナットの締付けにより、ねじ山が3 つ山以上突出していること	全数	
	L型ブロック製作	高さ　(h)	＋20 －10	高さは前面両端、版底の厚さ(t_3)四隅扶壁の厚さ(t_2)は注意点２ヵ所以上、前壁の幅は天端と下端、前壁の厚さ（t_1）は天端と下端	結果表にまとめる （付表様式－(35)参照）
		幅　(b)(b_1)	＋20 －10		
		長さ　(ℓ)	＋20 －10		
		壁厚　(t_1 t_2 t_3)	±10		
	L型ブロック据付	隣接目地間隔	50 以内	目地間隔は天端と下端、法線方向の出入は各L型ブロックの天端前面の両端	管理表にまとめる
		法線方向の出入	±50		
	セルラーブロック製作	高さ　(h)	＋20 －10	高さはセルラーブロックの四隅、幅及び長さは天端及び下端、壁厚は天端の壁厚とする。 セルラーブロック１函ごとに測定する。	結果表にまとめる （付表様式－(35)参照）
		幅　(b)	＋20 －10		
		長さ　(ℓ)	＋20 －10		
		壁厚　(t)	±10		
		対角線			

理　基　準		摘　　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
	10	
	10	
	10	
		定着ナットの締付、ターンバックルのねじ込み長さ、リングジョイントへの埋込、タイロッドねじ部の損傷、支保材の天端高さ
	10	
	10	
		定着ナットの締付、定着具端部栓の取付け、トランペットシースの取付け、タイワイヤーねじ部の損傷
	10	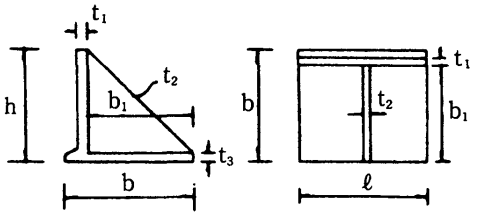
	10	据付時の天端高を各Ｌ型ブロック天端画面の両端を測定すること、その結果は、結果表などにより整理する。延長は全数量据付後に測定し平面図に記入し整理する。
	10	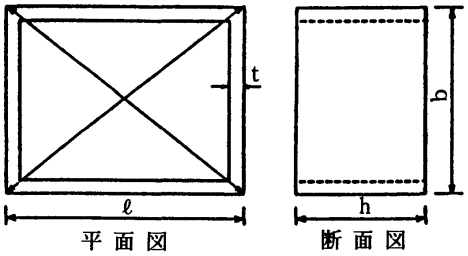

工　種			項　目	規格値 (mm)	施　工　管	
					測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
本体工	ケーソン製作		摩擦増大用マット敷設位置	特記仕様書による	始・終端及び変化する箇所毎	結果表にまとめる (付表様式－(33)参照)
			高さ　(h)	＋30 －10	完成時、四隅	
			幅　(b)(b_1)	＋30 －10	各層完成時、中央部及び底版と天端は両端	
			長さ　(ℓ)	＋30 －10	各層完成時、中央部及び底版と天端は両端	
			底版厚さ	＋30 －10	底版完成時、各室中間部１箇所	
			フーチング高さ	＋30 －10	底版完成時、四隅	
			壁厚　(t)	±10	各層完成時、各室中間部１箇所	
			対角線	±50	底版完成時及び完成時	
			バラスト	砕石・砂　±100 コンクリート±50	各室中央部１箇所	
			吊筋位置及び高さ			
	ケーソン据付	2,000^t 以上	隣接目地間隔	防波堤 300 以内 岸壁　200 以内	目地間隔は天端の２箇所、法線の出入は各ケーソンごとに法線に対して両端	結果表にまとめる (付表様式－(34)参照)
			法線方向の出入	防波堤 ±300 岸壁　±150		
		2,000^t 未満	隣接目地間隔	防波堤 200 以内 岸壁　100 以内		
			法線方向の出入	防波堤 ±200 岸壁　±100		
	セルラーブロック据付		隣接目地間隔	50 以内	目地間隔は天端の両端、法線の出入は各セルラーブロックごとに法線に対して両端	管理表にまとめる。
			法線方向の出入	±50		
	方塊・直立消波ブロック製作		高さ　(h)	＋20 －10	長さ及び幅は天端及び下端、高さは四隅方塊１個ごとに測定	結果表にまとめる。
			幅　(b)	＋20 －10		
			長さ　(t)	＋20 －10		
	方塊・直立消波ブロック据付		隣接目地間隔	30 以内	目地間隔は天端の両端、法線の出入は各方塊の中心線の両端	結果表にまとめる。
			法線方向の出入	±50		

理　基　準		摘　　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
	10	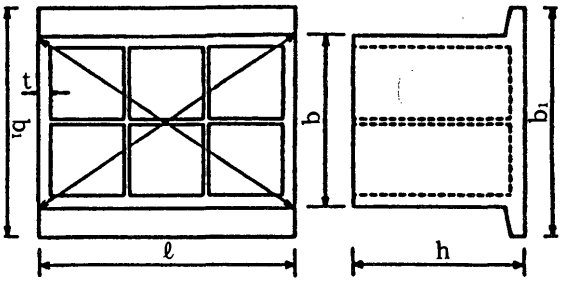
	10	据付時の天端高を各ケーソンの四隅を測定すること。その結果は結果表などにより整理する。 延長は、当該年度のケーソン全函数据付後に両端の 2 点を測定し、平面図に記入し整理する。
	10	据付時の天端高は各セルラーブロックの四隅を測定すること、その結果は結果表等により整理する。 延長は、当該年度のセルラーブロック全函数据付後に両端の 2 点を測定し平面図に記入する。
	10	根固方塊も含む 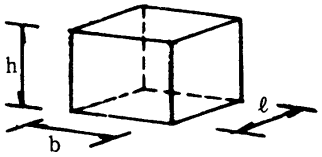
	10	据付時の天端高を各方塊の四隅を測定すること。その結果は結果表等により整理する。 延長は当該年度の方塊全個数据付後に両端の 2 点を測定し平面図に記入し整理する。

工　種			項　目		規格値 (mm)	施　工　管 測定基準	施　工　管 結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
本体工	水中コンクリート プレパックドコンクリート	防波堤	基準高		＋50 －20	基準高は延長５ｍごとの両端（幅が５ｍ以上の場合はその中間を追加)、幅は延長５ｍごとまたは１打設ごと、法線方向の出入は延長５ｍごと、または１打設ごとの中心線、延長は天端の中心線及び両側面	管理表にまとめる。
			幅		±30		
			法線方向の出入		±200		
			延長		＋規定しない －0		
		係船岸	基準高		＋50 －20		
			幅		±30		
			法線方向の出入		±50		
			延長		＋規定しない －0		
	中詰填充		基準高	砂・石材等	陸上 ± 50 水中 ±100	各室１ヵ所	管理表にまとめる。 (付表様式－(36)参照)
				コンクリート	陸上 ± 30 水中 ± 50		
	蓋コンクリート		基準高		陸上 ± 30 水中 ± 50	各室１ヵ所	
	蓋ブロック据付		基準高		陸上 ± 30 水中 ± 50	各室１カ所	
上部工	上部場所打コンクリート	防波堤	基準高または厚さ （幅 10m 以下）		±20	基準高は１打設４箇所以上、ただしパラペットは２箇所以上 天端幅は１打設３箇所、法線方向出入は１打設２箇所 延長は法線上または監督員の指示	測定表にまとめる。 (付表様式－(37)参照)
			基準高または厚さ （幅 10m 以上）		＋50 －20		
			幅（幅 10m 以下）		±30		
			幅（幅 10m 以上）		＋50 －30		
			法線方向の出入 （本体ケーソン式）		2,000t 未満 ±200 2,000t 以上 ±300		
			法線方向の出入 （本体場所打式）		±50		
			延長		＋規定しない －0		
	上部場所打コンクリート	係船岸	基準高または厚さ		±20	基準高、天端幅は１打設３カ所 法線方向出入は１打設２カ所 延長は法線上または監督員の指示	
			幅		±20		
			法線方向の出入		±30		
			延長		＋規定しない －0		
路床工			基準高		＋30 －50	基準高は道路またはエプロンの中心及び両端部の３点を 40mにつき１ヵ所、幅は 40mにつき１ヵ所、延長は道路またはエプロンの中心及び両端	結果表にまとめる。
			幅		＋規定しない －50		
			延長		＋規定しない －0		

理　基　準		摘　　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
	10	係船岸の場合本体工を場所打コンクリートで施工する場合も適用
	10	セル構造物で中詰の締固めを行う場合は特記仕様書による。
	10	胸壁コンクリートも適用
	10	防舷材ベッド及び桟橋式上部についても同様とする。
	10	

<table>
<tr><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">項　目</th><th colspan="4">規格値（㎜）</th><th colspan="2">施　　工　　管</th></tr>
<tr><th colspan="2">①個々の
測定値（X）</th><th colspan="2">②10 個の測定
値の平均(X_{10})</th><th rowspan="2">測定基準</th><th rowspan="2">結果表によるもの
（設計値、実測値差を記入）</th></tr>
<tr><th>中規模
以　上</th><th>小規模
以　下</th><th>中規模
以　上</th><th>小規模
以　下</th></tr>
<tr><td rowspan="4">下層路盤工</td><td>基準高</td><td>±40</td><td>±50</td><td>－</td><td>－</td><td rowspan="4">基準高は延長 40m毎に１箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定、厚さは各車線 200m毎に１箇所を掘り起して測定、幅は延長 80m毎に１箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる</td><td rowspan="4">結果表にまとめる。</td></tr>
<tr><td>幅</td><td colspan="2">－50</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>厚さ</td><td colspan="2">－45</td><td colspan="2">－15</td></tr>
<tr><td>延長</td><td colspan="4">＋規定しない
－0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">粒度調整路盤工</td><td>幅</td><td colspan="2">－50</td><td>－</td><td>－</td><td rowspan="3">幅は延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは各車線 200m毎に１箇所を掘り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる</td><td rowspan="3">結果表にまとめる。</td></tr>
<tr><td>厚さ</td><td>－25</td><td>－30</td><td>－8</td><td>－10</td></tr>
<tr><td>延長</td><td colspan="4">＋規定しない
－0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">加熱アスファルト安定処理路盤</td><td>幅</td><td colspan="2">－50</td><td>－</td><td>－</td><td rowspan="3">幅は延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは 1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる</td><td rowspan="3">結果表にまとめる。</td></tr>
<tr><td>厚さ</td><td>－15</td><td>－20</td><td>－5</td><td>－7</td></tr>
<tr><td>延長</td><td colspan="4">＋規定しない
－0</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">理　基　準</th><th rowspan="2">摘　要</th></tr>
<tr><th>設計図に実測値を朱書するもの</th><th>測定単位（㎜）</th></tr>
<tr><td></td><td>基準高 10
幅　10
厚さ　1
延長　10</td><td rowspan="2">・工事規模の考え方
中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の使用料が 3,000t 以上の場合が該当する。
小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに 10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</td></tr>
<tr><td></td><td>幅　10
厚さ　1
延長　10</td></tr>
<tr><td></td><td>幅　10
厚さ　1
延長　10</td><td>・工事規模の考え方
中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用料が 3,000t 以上の場合が該当する。
小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに 10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
コアーの採取について
橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷をあたえる恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">項　目</th><th colspan="3">規格値（㎜）</th><th colspan="2">施　　工　　管</th></tr>
<tr><th colspan="2">①個々の測定値（X）</th><th>②10個の測定値の平均(X_{10})</th><th rowspan="2">測定基準</th><th rowspan="2">結果表によるもの
（設計値、実測値差を記入）</th></tr>
<tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th><th>中規模以上</th></tr>
<tr><td rowspan="5">コンクリート舗装工</td><td>幅</td><td colspan="2">－25</td><td>－</td><td rowspan="4">厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸、またはレベルにより１測線当たり横断方向に３箇所以上測定、幅は延長80m毎に１箇所の割りで測定、平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる</td><td rowspan="5">結果表にまとめる。</td></tr>
<tr><td>厚さ</td><td colspan="2">－10</td><td>－3.5</td></tr>
<tr><td>延長</td><td colspan="3">＋規定しない
－0</td></tr>
<tr><td>平坦性</td><td colspan="3">コンクリートの硬化後、３ｍプロフィルメーターにより
機械舗装の場合２㎜以下
人力舗装の場合３㎜以下</td></tr>
<tr><td>目地段差</td><td colspan="3">±２㎜</td><td>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">項　目</th><th colspan="4">規格値（㎜）</th><th colspan="2">施　　工　　管</th></tr>
<tr><th colspan="2">①個々の測定値（X）</th><th colspan="2">②10個の測定値の平均(X_{10})</th><th rowspan="2">測定基準</th><th rowspan="2">結果表によるもの
（設計値、実測値差を記入）</th></tr>
<tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th></tr>
<tr><td rowspan="4">アスファルト舗装工
（基層工）</td><td>幅</td><td colspan="2">-25</td><td>－</td><td>－</td><td rowspan="4">幅は、延長80m毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="4">結果表にまとめる。</td></tr>
<tr><td>厚さ</td><td>-9</td><td>-12</td><td>-3</td><td>-4</td></tr>
<tr><td>延長</td><td colspan="4">＋規定しない
－0</td></tr>
<tr><td rowspan="4">アスファルト舗装工
（表層工）</td><td>幅</td><td colspan="2">-25</td><td>－</td><td>－</td><td rowspan="4">幅は、延長80m毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="4">結果表にまとめる。</td></tr>
<tr><td>厚さ</td><td>-7</td><td>-9</td><td>-2</td><td>-3</td></tr>
<tr><td>延長</td><td colspan="4">＋規定しない
－0</td></tr>
<tr><td>平坦性</td><td colspan="4">３ｍプロフィルメーター
（σ）2.4㎜以下
直読式（足付き）
（σ）1.75㎜以下</td></tr>
</table>

理　基　準		摘　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
	幅　10 厚さ　1 延長　10 平坦性　1 目地段差 1	・工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量がおおよそ 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに 10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

理　基　準		摘　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
	幅　1 厚さ　1 延長　10	・工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用料が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに 10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアーの採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷をあたえる恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
	幅　1 厚さ　1 延長　10 平坦性 1	

<table>
<tr><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">項　目</th><th colspan="3">規格値（㎜）</th><th colspan="2">施　　工　　管</th></tr>
<tr><th colspan="2">①個々の測定値（X）</th><th>②10 個の測定値の平均(X_{10})</th><th rowspan="2">測定基準</th><th rowspan="2">結果表によるもの
（設計値、実測値差を記入）</th></tr>
<tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th><th>中規模以上</th></tr>
<tr><td rowspan="4">歩道路盤工</td><td>基準高</td><td colspan="2">±50</td><td>－</td><td rowspan="4">基準高、幅は片側延長 40 mごとに１ヵ所の割で測定、厚さは片側延長 200 mごとに１ヵ所掘り起して測定、測定箇所は両端部２点で測定する</td><td rowspan="4">結果表に取りまとめる。</td></tr>
<tr><td>幅</td><td colspan="2">－100</td><td>－</td></tr>
<tr><td>厚さ</td><td>t＜15㎝－30
t≧15㎝－45</td><td></td><td>t＜15㎝－10
t≧15㎝－15</td></tr>
<tr><td>延長</td><td colspan="3">＋規定しない
－0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">歩道舗装工</td><td>幅</td><td colspan="2">-25</td><td>－</td><td rowspan="3">幅は、片側延長 40mごとに１ヵ所の割で測定、厚さは片側延長 200mごとに１ヵ所コアーを採取して測定</td><td rowspan="3">結果表に取りまとめる。</td></tr>
<tr><td>厚さ</td><td colspan="2">-9</td><td>-3</td></tr>
<tr><td>延長</td><td colspan="3">＋規定しない
－0</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">工　　種</th><th rowspan="2">項　　目</th><th rowspan="2">規格値
（㎜）</th><th colspan="2">施　　工　　管</th></tr>
<tr><th>測定基準</th><th>結果表によるもの
（設計値、実測値差を記入）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">埋立工</td><td>埋立</td><td>基準高</td><td>±200</td><td>測線、測点間隔 20m以下</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">裏埋立</td><td>基準高</td><td>±100</td><td>測線、測点間隔 20m以下</td><td></td></tr>
<tr><td>法面</td><td>特記仕様書による</td><td>測線、測点間隔 20m以下</td><td></td></tr>
</table>

理　基　準		摘　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
	基準高 10 幅　10 厚さ　1 延長　10	・工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量がおおよそ 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに 10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアーの採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷をあたえる恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平担性の項目を省略することが出来る。
	幅　1 厚さ　1 延長　10	

理　基　準		摘　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
実測値を平面図に記入する。	10	
実測値を平面図に記入する。	陸上部 10 水中部 100	
実測値を平面図に記入する。	陸上部 10 水中部 100	

工　　種	項　　目	規格値 (mm)	施　工　管	
			測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
掘削工	基準高	±50	施工延長 40mにつき１ヵ所、延長40m以下のものは１施工ヵ所につき２ヵ所、基準高は道路中心線及び端部で測定する	基準高は結果表にまとめる。
	幅B	－100		
	法長ℓ＜５ｍ	－200		
	法長ℓ≧５ｍ	法長－４％		
盛土工 (路体・路床)	基準高	±50	施工延長 40mにつき１ヵ所、延長40m以下のものは１施工ヵ所につき２ヵ所、基準高は道路中心線及び端部で測定する。	基準高は結果表にまとめる。
	幅B，B1，B2	－100		
	法長ℓ＜５ｍ	－100		
	法長ℓ≧５ｍ	法長－２％		
栗石基礎 (切込材料基礎を含む)	幅	設計値以上	延長10mにつき１ヵ所	幅、厚さの実測値で図面表示のできないものを結果表に取りまとめる。
	厚さ	－30		
付属工　係船柱	基準高	±20	中心部、全数	管理表にまとめる (付表様式－(38)参照)
	岸壁前面に対する出入		全数	
	中心間隔		中心部、全数	
	基礎コンクリートの幅、長さ、高さ		全数	
付属工　防舷材	基準高		中心部、全数	管理表にまとめる (付表様式－(39)参照)
	中心間隔			
付属工　車止め	天端高		中心部、全数	測定表にまとめる。 (付表様式－(40)参照)
	岸壁前面に対する出入	±30	中心部、１点	
	取付間隔		上部工１打設に２箇所	

理　基　準		摘　　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
幅・厚さの実測値を図面に記入する。	10	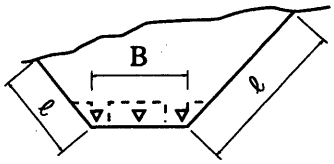
幅・厚さの実測値を図面に記入する。	10	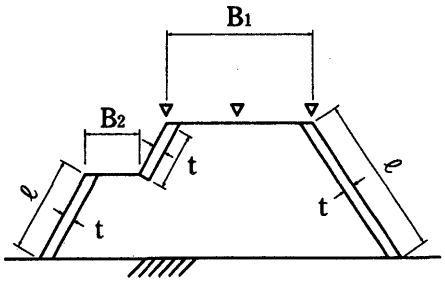
	10	
	10	
	10	
	10	
	10	
	10	
	10	
	10	

工　　種		項　　目	規格値 （mm）	施　　工　　管	
				測定基準	結果表によるもの（設計値、実測値差を記入）
付属工	電気防食	取付位置	±20cm ※水深の変状等により図面通りに取付が困難な場合は別途協議とする	全数	測定表を作成し提出
		電位測定	飽和かんこう電極基準で－770mV、海水塩化銀基準で－780mV または、飽和硫酸銅電極基準で－850mV に達しなければならない		測定表を作成し提出
	アーク溶接	形状、寸法（のど厚、脚長、溶接長等）	特記仕様書による		管理表にまとめる。 （付表４－７４）
		溶接部の強度 （引張及び曲げ）	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表にまとめる。
		非破壊試験	特記仕様書による	特記仕様書による	写真またはフィルムによる。
		ひずみ		全数	
		有害な欠陥の有無			
	水中溶接	形状、寸法（のど厚、脚長、溶接長等）	特記仕様書による		測定表にまとめる。
		外観		全数	
	ガス切断	形状寸法	特記仕様書による	全数	測定表にまとめる。
		外観		全数	
	水中切断	形状寸法	特記仕様書による	全数	測定表にまとめる。
		外観		全数	
植生工	張芝工 筋芝工 播種工 種子吹付工	延長	＋規定しない －0		管理表による。
		幅			
		材料の使用数量		全本数	使用数量表による。
		植生状況	特記仕様書による	特記仕様書による	
	植栽工	樹高	＋規定しない －0		結果表にまとめる。
		枝張り幅			
		幹周り			
		材料の使用数量		全本数	使用数量表による。
		植付け状況	特記仕様書による	全本数	植付数量等による。

理　基　準		摘　　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
	1cm	
	1mV	
	1	
	9.8Pa	鋼杭、鋼矢板等重要なものについて、JISZ3121,3131 等公的機関で試験
		異形矢板等
	1 （溶接長は 10）	
		潜水士による観察
	1	
	1	
		潜水士による観察
	100	
	100	
	10	

工種		項目	規格値 （㎜）	施　工　管	
				測定基準	結果表によるもの（設計値、実測値差を記入）
雑工	現場鋼材溶接	形状寸法（のど厚、脚長、溶接長等）	図面による	適宜	管理表にまとめる。（付表４－７４）
		ひずみ		全数	観察結果を報告
		有害な欠陥の有無		適宜	観察結果を報告
	被覆溶接（水中）	形状寸法（のど厚、脚長、溶接長等）	図面による	適宜	管理表にまとめる。（付表４－７４）
		外　観		全数	観察結果を報告
	スタッド溶接（水中）				

理　基　準		摘　要
設計図に実測値を朱書するもの	測定単位（㎜）	
	1	
		目視による観察
		目視による観察
	1 溶接長は 10	
		潜水士による観察
		被覆溶接（水中）を適用する

品質の規格値及び施工管理基準

（別表－２）

品質の規格値及び施工管理基準

１．鋼材及び棒鋼などの品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
鋼材・棒鋼		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G3112　鉄筋コンクリート用棒鋼		製造業者の試験成績表による		
		鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接試験 外観試験 引張試験 （または曲げ試験）	JIS Z3120　鉄筋コンクリート用棒鋼 ガス圧接継手の検査方法	JIS Z3120	圧接 500 ヵ所及びその端数ごとに１組（５本）行う 曲げ試験は必要により特記仕様書により行う	試験成績書を提出する	
		一般構造用圧延鋼材	JIS G3101　一般構造用圧延鋼材	JIS による	製造業者の試験成績表による		
その他		石かご	JIS G3532　鉄線 JIS A5513　亜鉛めっき鉄線製じゃかご	JIS による	製造業者の試験成績表による		
		係船柱	JIS G5101　炭素鋼鋳鋼品	JIS による	製造業者の試験成績表による		
		コンクリート舗装用鉄網	JIS G3112　鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS G3117　鉄筋コンクリート用再生棒鋼 JIS G3551　溶接金網	JIS による	製造業者の試験成績表による		
		附属品	JIS G3101　一般構造用圧延鋼材 JIS B1181　六角ナット JIS B1256　平座金 JIS G5101　炭素鋼鋳鋼品	JIS による	製造業者の試験成績表による		

２．杭及び矢板の品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
杭及び矢板	鋼管杭	化学成分、機械的性質	JIS A5525　鋼管杭	JISによる	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	JIS A5525	全数		
		形状寸法	JIS A5525　鋼管杭	JISによる		製造業者の試験成績表による	工場出荷時の測定表を含む。
		溶接部	JIS Z 3104 放射線透過試験またはJIS Z 2343-1,2,3,4 浸透探傷試験または JIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績書による	
	杭 H型鋼	化学成分、機械的性質	JIS A5526　H形鋼杭	JISによる	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	JIS A5526	全数		
		形状寸法	JIS A5526　H形鋼杭	JISによる		製造業者の試験成績表による	
	杭・コンクリート矢板	外観	観察	JIS A5372,5373	全数		曲げ強さば試験成績表による
		形状寸法	JIS A5372　プレキャスト鉄筋コンクリート製品 JIS A5373　プレキャストプレストレストコンクリート製品	JISによる		製造業者の試験成績表による	
	木杭	外観	観察	有害な傷、虫害、腐れ等がないこと	全数		
		形状寸法	スチールテープ等で測定	末口（D） ＋規定しない －0.05D 長さ ＋規定しない －0	全数	管理表を作成しまとめる	
	鋼矢板	化学成分、機械的性質	JIS A5528　鋼矢板 JIS A5523　溶接用鋼矢板	JISによる	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	JIS A5523,A5528	全数		
		形状寸法	JIS A5528　鋼矢板 JIS A5523　溶接用鋼矢板	JISによる		製造業者の試験成績表による	工場出荷時の測定表を含む
		溶接部	JIS Z 3104 放射線透過試験またはJIS Z 2343-1,2,3,4　浸透探傷試験または JIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	
	鋼管矢板	化学成分、機械的性質	JIS A5530　鋼管矢板	JISによる	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	JIS A5530	全数		
		形状寸法	JIS A5530　鋼管矢板	JISによる		製造業者の試験成績表による	工場出荷時の測定表を含む

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
杭及び矢板	鋼管矢板	溶接部	JIS Z 3104 放射線透過試験または JIS Z 2343-1,2,3,4 浸透探傷試験または JIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	
控工	一般構造用圧延鋼材タイロッド	本体、附属品の化学成分、機械的性質	JIS G3101　一般構造用圧延鋼材	JIS による	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	有害な傷、変形等がないこと	全数		
		形状寸法				製造業者の試験成績表による	
		組立引張試験	特記仕様書による。	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	
	高張力鋼材タイロッド	機械的性質		仕様書による	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		化学成分		特記仕様書及び承諾した規格に適合していること	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	有害な傷、変形等がないこと	全数		
		形状寸法				製造業者の試験成績表による	
		組立引張試験	特記仕様書による。	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	
	タイワイヤー	本体、附属品の化学成分、機械的性質	JIS G3502　ピアノ線材 JIS G3536　ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線 JIS G3506　硬鋼線材 JIS G3521　硬鋼線	JIS による。	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		被覆材	JIS K6922-2　ポリエチレン試験方法	JIS による	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	有害な傷、変形等がないこと	全数		
		形状寸法				製造業者の試験成績表による	
		組立引張試験	特記仕様書による。	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	

３．コンクリートの品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成 14 年7月 31 日付け国官技第 112 号、国港環第 35 号、国空建第 78 号）」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成 14 年 7 月 31 日付け国官技第 112 号、国港環第 35 号、国空建第 78 号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A1102 JIS A5005 JIS A5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A1109 JIS A1110 JIS A5005 JIS A5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合	JIS A5005（砕砂及び砕石） JIS A5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A5011-3（銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A1121 JIS A5005	砕石　40%以下　砂利　35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A1103 JIS A5005 JIS A5308	粗骨材:砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は 5.0%以下）　スラグ粗骨材　5.0%以下　それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材:砕砂　9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下)　スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122 JIS A5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する	○
			セメントの物理試験	JIS R5201	JIS R5210（ポルトランドセメント） JIS R5211（高炉セメント） JIS R5212（シリカセメント） JIS R5213（フライアッシュセメント） JIS R5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R5202	JIS R5210（ポルトランドセメント） JIS R5211（高炉セメント） JIS R5212（シリカセメント） JIS R5213（フライアッシュセメント） JIS R5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A5308 附属書C	懸濁物質の量：2g／L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A5308 附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。い	○
	製造（プラント）		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JISA1119 JISA8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上	小規模工種※で１工種当りの総使用量が 50m³未満の場合は１工種１回以上、またレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3㎝以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JISA1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する	○
			粗骨材の表面水率試験	JISA1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3 kg/m³以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる（1試験の測定回数は3回とする） 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が 50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m3 以上の場合は、50m3 ごとに 1 回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験法」（JSCE-C502-2013,503-2007）または設計図書の規定により行う ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg／m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15 kg／m³を超え±20kg／m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg／m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg／m³の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³／日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後1回）以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて 100m³～150m³ごとに1回、及び荷御し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20 ㎜～25 ㎜の場合は175kg／m³、40 ㎜の場合は 165 kg／m³を基本とする	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A1101	スランプ５cm以上８cm未満：許容差±1.5cm スランプ８cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容値±1.0cm	・荷卸し時 ・１回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m³ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる	小規模工種※で１工種当りの総使用量が 50m³未満の場合は１工種１回以上、またレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が 50m3 以上の場合は、50m3 ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A1108	１回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること （１回の試験結果は、３個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 １回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20m³～150m³ごとに１回 なお、テストピースは打設場所で採取し、１回につき６固（σ7…３固、σ28…３固）とする。早強セメントを使用する場合には、必要に応じて３個(σ3)を追加で採取する。	小規模工種※で１工種当りの総使用量が 50m³未満の場合は１工種１回以上、またレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A1116 JIS A1118 JIS A1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・１回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20m³～150m³ごとに１回、及び荷御し時に品質変化が認められた時		
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A1106	１回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること。 ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日１日につき２回（午前・午後）の割りで行う なおテストピースは打設場所で採取し、１回につき原則として３個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う		
		必須	寒中コンクリート 養生中コンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定			３時間以内の間隔で定時測定する	様式（26）にとりまとめる	
			コンクリート舗装 コンクリート打設温度 （寒中コンクリートの場合）	打設区画内の打設 始め中間・完了時		３回以上	様式（26）にとりまとめる	
			コンクリート舗装養生中 コンクリート温度 （寒中コンクリートの場合）	１箇所以上		３時間以内の間隔で定時測定する	様式（26）にとりまとめる	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリート舗装囲い内の温度 （寒中コンクリートの場合）	打設区画内２箇所以上		3時間以内の間隔で定時測定する	様式（26）にとりまとめる	
			寒中コンクリート温度の測定			生コン工場出荷時に、アジテータ全車について測定し、レディーミクストコンクリート納入書の備考欄に出荷時のコンクリート温度を記入する 現場受入れ時に、アジテータ全車について、コンクリート温度を測定する	仕様書による	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2㎜	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、５m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面積が 25 ㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただしいづれの工種についてもＰＣは除く。）及び高さが３m以上の堰・水門・樋門を対象とし構造物躯体の地盤や他の構遣物との接触面を除く全表面とする フーチング・底版等で完成時に地中、水中にある部位については完成前に調査する ひび割れ幅が 0.2㎜ 以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間（ただし 100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に１箇所）で行う その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき３ヵ所の調査を実施 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回め試験結果が設計基準強度の 85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を５カ所実施 材齢 28～91 日の間に試験を行う	高さが、５m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25 ㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが３m以上の堰・水門・樋門を対象（ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない） また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヵ所の強度が設計強度の 85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする	
		その他	コアによる強度試験	JIS A1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヵ所の強度が設計強度の 85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする	

４．モルタルの品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
モルタル	材料	必須	骨材の比重及び吸水率の測定 骨材の粒度測定 骨材の単位容積質量の測定	JIS A1109 細骨材の比重及び吸水率試験方法 JIS A1102 骨材のふるい分け試験 JIS A1104 骨材の単位容積質量試験方法		200 ㎥に１回、ただし採取地の変わった場合はその都度測定する レミコンについては製造会社の試験成績表によることができる	様式(19)の一覧表にとりまとめる	
			セメントの物理的性質の測定 セメントの化学的性質の測定	JIS R5201 セメントの物理試験方法 JIS R5202 ポルトランドセメントの化学分析試験方法		セメント製造会社の試験成績表による		
			骨材の表面水率の測定	JIS A1111 細骨材の表面水率試験方法		１日１回測定する（１回につき２個）	様式(20)の一覧表にとりまとめる	

５．プレパックドコンクリートの品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法		規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
						試験（測定）基準	管　理　方　法	
プレパックドコンクリート	注入モルタル	骨材の比重及び吸水率の測定 骨材の粒度の測定 骨材の単重の測定	４．モルタルの品質管理による					
		セメントの物理的性質の測定 セメントの化学的性質の測定						
		骨材の表面水率の測定						
		コンシステンシー	土木学会規準	プレパックドコンクリートの注入モルタルのコンシステンシー試験方法	16～20 秒	１日に午前午後各２回測定する	様式－(23)の日報に記入し、様式－(24)でとりまとめる	
		ブリーディング率	土木学会規準	プレパックドコンクリートの注入モルタルのブリーディング率及び膨張率試験方法	３%以下 （３時間経過後）	１日に１回とし、１回につき供試体を３本以上作成する	〃	
		膨張率	〃	〃	５～10% (20 時間以上経過後)	１日に１回とし、１日につき供試体を３本以上作成する	〃	
		圧縮強度	土木学会規準	プレパックドコンクリートの注入モルタルの圧縮試験方法	所要強度	１日に１回とし、１回につき供試体を３本作成し、σ7、σ28 強度を測定する	〃	
	プレパックドコンクリート	圧縮強度	土木学会規準	プレパックドコンクリートの圧縮試験方法	〃	〃	〃	

６．土工（道路土工、凍上抑制層）の品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く） ただし、法面、路肩部の土量は除く		
			CBR 試験	JIS A1211	設計図書による	当初及び土質の変化した時 （材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JIS A1204	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土粒子の密度試験	JIS A1202	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土の含水比試験	JIS A1203	設計図書による	・路体:当初及び土質の変化した時 ・路床:含水比の変化が認められた時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土の一軸圧縮試験	JIS A1216	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土の圧密試験	JIS A1217	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土の透水試験	JIS A1218	設計図書による	当初及び土質の変化した時		

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規　格　値</th><th>試験基準</th><th>摘　　要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="3">道路土工</td><td rowspan="3">施工</td><td rowspan="3">必須</td><td rowspan="3">現場密度の測定または飽和度の測定（粘性土）

※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する</td><td>最大粒径≦53㎜：
JIS A1214
JIS A1210
Ａ・Ｂ法
最大粒径＞53㎜：
舗装調査・試験法便覧(4)-185</td><td>・路体：最大乾燥密度の 85%以上
・路床：最大乾燥密度の 90%以上
その他、設計図書による</td><td>路体の場合、1,000m³につき１回の割合で行う。ただし、5,000m³未満の工事は、１工事当たり３回以上（１回とは１穴の試験である）
路床の場合、500m³につき１回の割合で行う
ただし、1,500m³未満の工事は１工事当たり３回以上（１回とは１穴の試験である）</td><td>・最大粒径≦100㎜ の場合に適用する
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする
・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない
・密度管理が不適当な土については監督員の承諾を得て飽和度空気間隙率管理とすることが出来る</td><td></td></tr>
<tr><td>または、
「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」</td><td>【締固め度による管理】
路体・路床とも１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 90%以上、または設計図書による

【空気間隙率による管理】
路体
・砂質土　Ｖａ≦15%
・粘性土　Ｖａ≦10%
路床
施工含水比の平均が最適含水比付近にあることまたは、設計図書による。</td><td>盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行うものとする。路体・路床とも、１日の１層あたりの施工面積を基準とする
管理単位の面積は 1,500 ㎡を標準とし、１日の施工面積が 2,000 ㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする
１管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す
<table><tr><td>面積（㎡）</td><td>500 未満</td><td>500 以上
1000 未満</td><td>1000 以上
2000 未満</td></tr><tr><td>測点点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table></td><td>・最大粒径＜100 ㎜の場合に適用する
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする</td><td></td></tr>
<tr><td>「TS・GPS を用いた盛土の締固め情報化施工管理の要領（案）」による</td><td>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する
ただし、路肩から１ｍ以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く</td><td>１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う
２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は 1,500 ㎡を標準とする
　また、１日の施工面積が 2,000 ㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする
３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする
４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする</td><td></td><td></td></tr>
</table>

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
道路土工	施工	必須	プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧(4)-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する ただし、現道打換工事仮設用道路維持工事は除く	・確認試験である ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする	
		その他	平板載荷試験	JIS A1215		各車線ごとに延長 40mについて１箇所の割で行う	・確認試験である ・セメントコンクリートの路盤に適用する	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40mについて１回の割で行う	・確認試験である	
			含水比試験	JIS A1203	設計図書による。	降雨後または、含水比の変化が認められたとき	・確認試験である	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧(1)-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき	・確認試験である	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧(1)-227 （ベンゲルマンビーム）	設計図書による。	プルーフローリングでの不良個所について実施	・確認試験である	
			球体落下試験	付表	D=6.3㎝以下	路体は1,000m^{3}毎に１回、路床は500m^{3}毎に１回主付近３箇所から試料を採取し、平均値で示す ただし、土量が 5,000m^{3}未満の工事は、１工事当り３回以上、1,000m^{3}未満の工事は、１回以上行う	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する	
			衝撃加速度試験	付表	密度管理として用いる場合は目標となる締固め度に対応する衝撃加速度 上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は衝撃加速度63G以上	路体は1,000m^{3}毎に１回、路床は500m^{3}毎に１回行う １回の測定個数は 10 個とし、上限・下限の各２個を取り除き６個の平均値とする ただし、土量が 5,000m^{3}未満の工事は、１工事当り３回以上、1,000m^{3}未満の工事は、１回以上行う	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることが出来る	
凍上抑制層	材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A1210 付表	設計図書による	採取地毎に１回行う 生産者等の試験成績結果によることが出来る 様式(11)		
		その他	骨材のふるい分け試験 骨材の洗い試験 火山灰洗い試験 火山灰強熱減量試験	舗装調査・試験法便覧(2)-14付表 付表 付表	設計図書による	採取地毎に１回行う 生産者等の試験成績結果によることが出来る 様式(11)		
			火山灰の凍上試験	JGS 0172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法 道路土工排水工指針	設計図書による	1,000m^{3}及びその端数毎に１回行う 様式(11)		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
凍上抑制層	施工	必須	現場密度の測定	付表	90%以上	500m^{3}毎に１回行う 様式(5)または様式(2)		
		その他	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-14	設計図書による	500m^{3}毎に１回行う 様式(12)	ふるい分け試験は、砂、火山灰については必要としない	
			骨材の洗い試験	付表				
			球体落下試験	付表	火山灰 D=6.0㎝以下 砂（シルト分２%未満） D=9.7㎝以下 砂（シルト分２%以上） D=8.3㎝以下	500m^{3}毎に１回行う ただし、１回の測定値は 10 個とし、上限、下限の各２個を取り除き６個の平均値とする 様式(5)または様式(2)	球体落下試験は、砂、火山灰等に適用する なお、試験施工によりＤ値を定める場合は、この規格値を適用しない	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 (1)-216		コーン指数が 15 kg/cm^{2}以下または同程度以下の支持力が得られないと視認される部分は監督職員と協議の上、コーン指数の測定（1,000m^{3}に２回）を行う		

７．路盤（下層路盤、上層路盤、アスファルト安定処理路盤、セメント安定処理路盤）の品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-5	粒状路盤：修正 CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方……20cm 東北地方……30 cm その他の地方……40 cm	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A1102	設計図書による。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	塑性指数 PI：６以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-16	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面横が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A5015	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A1121	<u>設計図書による</u>	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
下層路盤	材料	その他	骨材の洗い試験	付２－３による	設計図書による。		様式（5）にまとめる。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定度試験	JIS A1122	設計図書による。			
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 (4)-185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10}　95%以上 X_6　96%以上 X_3　97%以上	中規模以上の工事：定期的または随時（1,000 ㎡につき１個） 小規模以下の工事：異常が認められたとき	・締固め度は、10 個の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足しなければならない また、10 個の測定値が得がたい場合は３個の測定値の平均値X_3が規格値を満足していなければならないが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに３個のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400 m^3以上 1,000m^3未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 (4)-210		中規模以上の工事：随時	・確認試験である ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A1215		1,000m^{2}につき２回の割で行う	・確認試験である ・セメントコンクリートの路盤に適用する	
			骨材のふるい分け試験	JIS A1102		中規模以上の工事：異常が認められたとき	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	塑性指数 PI：６以下	中規模以上の工事：異常が認められたとき	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する	
			含水比試験	JIS A1203	設計図書による	中規模以上の工事：異常が認められたとき	・確認試験である ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する	
上層路盤	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-5	修正 CBR80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合 90%以上 40℃で行った場合 80%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400 m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-5	修正CBR80%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する ・中規模以上の工塾とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m３以上1,000m３未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A1102	JIS A5001表２参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面横で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m３以上1,000m３未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	塑性指数PI：４以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m３以上1,000m３未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A5015 舗装調査・試験法便覧 (4)-10	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-16	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-12	1.2Mpa 以上（14 日）	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-106	1.50 kg/ℓ以上	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A1121	50%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122	20%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 (4)-185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の 93%以上 X_{10}　95%以上 X_6　95.5%以上 X_3　96.5%以上	中規模以上の工事:定期的または随時 （1,000 ㎡につき１個） 小規模以下の工事:異常が認められたとき	・締固め度及び粒度は、10 個の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足しなければならない また、10 個の測定値が得がたい場合は３個の測定値の平均値X_3が規格値を満足していなければならないが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに３個のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
			粒度（2.36 ㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧 (2)-14	2.36 ㎜ふるい： ±15%以内	中規模以上の工事:定期的または随時 （１回～２回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
上層路盤	施工	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 (2)-14	75μmふるい： ±6%以内	中規模以上の工事:定期的または随時 （1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
		その他	平板載荷試験	JIS A1215		1,000 ㎡につき２回の割合で行う	セメントコンクリートの路盤に適用する	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	塑性指数 PI：４以下	観察により異常が認められたとき		
			含水比試験	JIS A1203	設計図書による	観察により異常が認められたとき		
アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-38	下層路盤：一軸圧縮強さ[7 日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ[7 日間] 2.9Mpa （アスファルト舗装） 2.0Mpa （セメントコンクリート舗装）	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・安定処理材に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
			骨材の修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205 舗装調査・試験法便覧 (4)-103	下層路盤　塑性指数 PI：９以下 上層路盤　塑性指数 PI：９以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度（2.36㎜フルイ）	JIS A1102	2.36㎜ふるい:±15%以内	中規模以上の工事:定期的または随時 （１回～２回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^{3}以上1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			粒度（75μmフルイ）	JIS A1102	75μmふるい:±６%以内	中規模以上の工事:異常が認められたとき	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^{3}以上1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 (4)-185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の 93%以上。 X_{10}　95%以上 X_6　95.5%以上 X_3　96.5%以上	中規模以上の工事:定期的または随時 (1,000 ㎡につき１個) 小規模以下の工事:異常が認められたとき	・締固め度は、10 個の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足しなければならない また、10 個の測定値が得がたい場合は３個の測定値の平均値X_3が規格値を満足していなければならないが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに３個のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
		その他	含水比試験	JIS A1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-213,(4)-218	±1.2%以内	中規模以上の工事:異常が認められたとき （１～２回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 1,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する	

８．アスファルト舗装の品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A1102	設計図書による	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A1109 JIS A1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm^{3}以上 吸水率　：3.0%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-45	細長、あるいは偏平な石片: 10%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m３以上 1,000m３未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			フィラーの粒度試験	JIS A5008	便覧　表 3.3.17 による	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m３以上 1,000m３未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			フィラーの水分試験	JIS A5008	１%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m３以上 1,000m３未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A1205	4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^{3}以上1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-65	50%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^{3}以上1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-59	3%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-61	１/４以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-77	水浸膨張比：2.0%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A1110	SS 表乾密度：2.45g/cm３以上 吸水率　：3.0%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS　：50%以下 SS　：30%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122	損失量：12%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			針入度試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			伸度試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			トルエン可溶分試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K2265-1 JIS K2265-2 JIS K2265-3 JIS K2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			薄膜加熱試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-180	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-192	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
	プラント	必須	粒度（2.36 ㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧 (2)-14	2.36 ㎜ふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験１～２回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 (2)-14	75μm ふるい：±5%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験１～２回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧(4)-238	アスファルト量：±0.9%以内	中規模以上の工事：定期的または随時 小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験１～２回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000 m^{3}未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	JIS Z8710	配合設計で決定した混合温度	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	
		必須	計量自記記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自記記録のデータによる	次表による	・品質は、アスファルト安定処理の粒度、石粉量、アスファルト量、歩道舗装のアスファルト量、表層、基層の粒度、石粉量、アスファルト量については、次の合格判定値に合格するものでなければならない （イ）第１次合格判定 個々の計量値が表１に示す合格判定値Ｉをはずれるものが、表層、基層にあっては、100 個のうち５個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあっては、100 個のうち７個以内でなければならない （ロ）第２次合格判定 １次合格判定において、合格判定値Ｉをはずれるものが、表層、基層にあっては、100 個のうち５個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあっては、100 個のうち７個を超えた場合ははずれたバッチについてその材料の重量百分比を算出し、その値が表２に示す合格判定値Ⅱをはずれるものが、表層、基層にあっては、100 個のうち５個 アスファルト安定処理、歩道舗装にあっては、100 個のうち７個以内でなければならない		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	プラント	必須						

表－１　合格判定値　Ⅰ

工　種	品質項目		特定項目	合格判定値　Ⅰ（kg）
アスファルト安定処　理	粒度	1	2.36㎜直近ホットビンまでの骨材累積計量値	骨材累積最終ビン計量値がその基準値の±6%であるとともに±0.01×Wa×(12.2－0.06Ｓ)
		2	〃	〃　±0.01×Wa×(12.2－0.06G)
	石粉量		石粉計量値	〃　－0.01×W×Ｆ×(0.37－0.013Ｆ) 又は－4.0のいずれか大きい値
	アスファルト量		アスファルト量	〃　－0.01×W×(1.06－0.06Ａ)
歩道舗装	石粉量		石粉計量値	〃　－0.01×W×Ｆ×(0.37－0.013Ｆ)
	アスファルト量		アスファルト計量値	〃　－0.01×W×(1.06－0.06Ａ)
表層基層（中間層）	粒度	1	2.36㎜直近ホットビンまでの骨材累積計量値	〃　±0.01×Wa×(10.3－0.06Ｓ)
		2	〃	〃　±0.01×Wa×(10.3－0.06G)
	石粉量		石粉計量値	〃　＋0.01×W×Ｆ×(0.40－0.016Ｆ) 〃　－0.01×W×Ｆ×(0.30－0.013Ｆ)
	アスファルト量		アスファルト量	〃　±0.01×W×(0.85－0.06Ａ)

（備考）

１．粒度１とは骨材が細骨材から計量される場合に適用する。

２．粒度２とは、骨材が粗骨材から計量される場合に適用する。

３．Ｗ　：　１バッチの基準全計量値（kg）

４．Wa：　１バッチの基準骨材計量値（kg）

５．Ａ　：　現場配合におけるアスファルト配合比（%）

６．Ｆ　：　現場配合における石粉配合比（%）

７．Ｓ　：　$\dfrac{\text{１バッチあたり2.36㎜直近ホットビンまでの基準細骨材計量値}}{\text{Wa}}\times 100$（%）

８．Ｇ　：　$\dfrac{\text{１バッチあたり2.36㎜直近ホットビンまでの基準粗骨材計量値}}{\text{Wa}}\times 100$（%）

表－２　合格判定値　Ⅱ

工　種	項　　目		合格判定値　Ⅱ（%）
アスファルト安定処　理	粒度	2.36㎜直近	±13
	石　粉　量		－Ｆ×（0.41-0.012Ｆ） 又は　－（$\dfrac{390}{W}$＋0.06Ｆ）のいずれか大きい値
	アスファルト量		－1.0
歩道舗装	石　粉　量		－Ｆ×（0.41-0.012Ｆ）
	アスファルト量		－1.0
表層基層（中間層）	粒度	2.36㎜直近	±11
	石　粉　量		＋Ｆ×（0.49-0.017Ｆ） －Ｆ×（0.34-0.012Ｆ）
	アスファルト量		±0.8

（備考）

１．粒度は、全骨材に対する質量百分比とし、骨材が粗骨材から計算される場合の質量百分比は、

$$100-\frac{\text{2.36㎜直近ホットビンまでの累積粗骨材計量値}}{\text{骨材累積最終ビン計量値}}\times 100\ (\%)$$

２．粒度の基準値は、

骨材が細骨材から計量される場合：Ｓ（%）

骨材が粗骨材から計量される場合：100－Ｇ（%）とする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 (3)-91	基準密度の 94%以上。 X_{10}　96%以上 X_{6}　96%以上 X_{3}　96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書による。	中規模以上の工事：定期的または随時 (1,000 ㎡につき１個) 小規模以下の工事：異常が認められたとき	・ただし、橋面舗装はコア採取しないで As 合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^{3}以上 1,000m^{3}未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
			温度測定（初転圧前）	JIS Z8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）	
			外観検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 (1)-84	設計図書による	舗設車線毎 200m毎に１回		

９．港湾用石材の品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規格値	施工管理基準		摘要
					試験（測定）基準	管理方法	
地盤改良・捨石及び均し・中詰・埋立及び裏理	置砂・敷砂・改良杭材（砂）	外観	観察	異物の混入のないこと			
		種類、品質及び粒度	JIS A1102 骨材のふるい分け試験方法 JIS A1204 土の粒度試験方法	JIS による	採取地毎に１回	試験成績表による	
		シルト以下の細粒含有率	特記仕様書による	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	
	裏込材・中詰材（割石）・裏理材（割石）・置換材（割石）・改良杭材（砂利）・捨石材	外観	観察	仕様書による			
		石の種類	観察	特記仕様書による			
		比重	JIS A5006 割ぐり石	特記仕様書による	産地毎に１回	試験成績表による	
		規定外質量の比率	観察	特記仕様書及びJISA5006 による。			
	改良杭材（砕石）	外観	観察	異物の混入のないこと			
		種類、品質及び粒度	JIS A1102 骨材のふるい分け試験方法 JIS A1204 土の粒度試験方法	JIS による	産地毎に１回	試験成績表による	
		比重	JIS A1110 粗骨材の密度及び吸水率試験方法	特記仕様書による	産地毎に１回	試験成績表による	
		吸水量	JIS A1110 粗骨材の密度及び吸水率試験方法	特記仕様書による	産地毎に１回	試験成績表による	
	載荷材（砂）	外観	観察	異物の混入のないこと			
		種類、品質及び粒度	JIS A1102 骨材のふるい分け試験方法 JIS A1204 土の粒度試験方法	特記仕様書または JIS による	採取地毎に１回	試験成績表による	
		単位体積重量	特記仕様書による	特記仕様書による	採取地毎に１回	試験成績表による	
	中詰材（砂）	外観	観察	異物の混入のないこと			
		種類、最大粒径	観察	特記仕様書による			
		単位体積重量	特記仕様書による	特記仕様書による	採取地毎に１回	試験成績表による。	

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
地盤改良・捨石及び均し・中詰・埋立及び裏埋	裏埋材(土砂)	種類、外観	観察	特記仕様書による			
		品質	特記仕様書による	特記仕様書による	採取地毎に1回	試験成績表による	
	埋立材(土砂)	種類、外観	観察	特記仕様書による			
		品質	特記仕様書による	特記仕様書による	採取地毎に1回	試験成績表による	

10．マット類の品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
洗掘防止マット・滑動抵抗用マット	アスファルトマット	材質（合材）	アスファルトコンクリートを適用	特記仕様書または仕様書による	1,000m^{2}に1回	製造業者の試験成績表による	
		材質（補強材）	観察	種類が特記仕様書に適合していること			
		形状寸法	スチールテープ等で測定	特記仕様書による	厚さは20枚に1枚を2ヵ所、幅及び長さは10枚に1枚を1ヵ所	管理表を作成しまとめる	
	合成繊維マット	材質及び規格	JIS L1096 一般織物試験方法	特記仕様書による		製造業者の試験成績表による	
	合成樹脂系マット	材質及び規格	JIS K6723 軟質ポリ塩化ビニルコンパウンド JIS K6252 加流ゴム及び熱可塑性ゴム-引裂強さの求め方 JIS K7112 プラスチック-非発泡プラスチックの密度及び比重の測定方法 JIS K6773 ポリ塩化ビニル止水板	特記仕様書による		製造業者の試験成績表による	
	帆布	材質及び規格	JIS K1096 一般織物試験方法	特記仕様書による		製造業者の試験成績表による	
	アスファルトマット以外滑動抵抗用マット	材質		特記仕様書による	特記仕様書による	製造業者の試験成績表による	
		形状寸法	スチールテープ等で測定	特記仕様書による	特記仕様書による	管理表を作成しまとめる	

11．付属工材料の品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
付属工	係船柱	本体の化学成分、機械的性質	JIS G5101 炭素鋼鋳鋼品	JIS による	1溶解毎に1個以上	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	JIS G5101	全数		
		形状寸法		仕様書による	全数	製造業者の測定表による	
	防舷材本体	材質		JIS K6250 JIS K6251 JIS K6253-3 JIS K6257 JIS K6259-1	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	製造業者の試験成績表による	
		性能	特記仕様書による	特記仕様書による	10 本に1本	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	有害な傷等がないこと			
		形状寸法： 長さ、幅、高さ、ボルト穴径及び中心間隔		特記仕様書及び監督員が承諾した詳細図等に適合していること	全数	製造業者の測定表による	
	防舷材取付金具	外観	観察	有害な傷等がないこと			
		形状寸法	観察	特記仕様書及び監督員が承諾した詳細図等に適合していること			

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
付属工	車止め・縁金物	本体の化学成分、機械的性質	JIS G3101 ２種 SS400	JIS による		製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと			
		形状寸法		仕様書による	全数	製造業者の測定表による	
	電気防食陽極板	陽極の種類、化学成分		監督員が承諾した図面及び品質に適合していること		製造業者の試験成績表による	
		形状寸法		監督員が承諾した図面各陽極の形状寸法の±５％以内	全数	製造業者の測定表による	
		質量	計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は±２％以内とし、取付総質量は陽極１個の標準質量の和を下回ってはいけない ただし、陽極１個の標準質量が 30kg 未満の陽極の許容範囲は±４％とする	全数	製造業者の測定表による	
		陽極性能		陽極電位（閉路電位）-1,050mV 以下（vs 飽和甘こう電極（SCE））、発生電気量 2,600A･h/kg 以上	搬入前	製造業者の試験成績表による	

12．植生工材料の品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
植生工	張芝工・筋芝工	土	特記仕様書による	特記仕様書または仕様書による	産地毎	試験成績表による	
		芝		特記仕様書または仕様書による	産地毎	品質証明書による	
		肥料（種類、品質）		特記仕様書または仕様書による	種類毎	品質証明書による	
		肥料（配合）	特記仕様書による	特記仕様書による	種類毎		
	播種工・種子吹付工	土	特記仕様書による	特記仕様書または仕様書による	産地毎	試験成績表による	
		種子、肥料（種類、品質）		特記仕様書による	種類毎	品質証明書による	
		種子、肥料（配合）	特記仕様書による	特記仕様書による	種類毎		
		土壌改良剤、養生剤等		種類、品質が特記仕様書に適合していること	種類毎	品質証明書による	
	植栽工	土	特記仕様書による	特記仕様書または仕様書による	産地毎	試験成績表による	
		樹木		特記仕様書または仕様書による	種類毎	品質証明書による	
		肥料（種類、品質）		特記仕様書または仕様書による	種類毎	品質証明書による	
		肥料（配合）	特記仕様書による	特記仕様書による	種類毎		

写 真 管 理 基 準

写真管理基準（案）

1. 総則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準７に定める土木工事の工事写真による（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。

工事写真
- 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
- 施工状況写真
- 安全管理写真
- 使用材料写真
- 品質管理写真
- 出来形管理写真
- 災害写真
- 事故写真
- その他（公害、環境、補償等）

2.撮影

2-1 撮影箇所

工事写真の撮影箇所は写真管理（別表-3）に示すものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

① 工　事　名
② 工　種　等
③ 測点（位置）
④ 設　計　寸　法
⑤ 実　測　寸　法
⑥ 略　　図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工

「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レ

ーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略する。

（１）品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。

（２）出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに１回撮影し、後は撮影を省略する。

（３）監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』（平成 29 年 1 月 30 日付け、国技建管第 10 号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

（１） 写真はカラーとする。

（２） 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は 3：4 程度とする。(100 万画素程度～300 万画素程度＝１,200×900 程度～2,000×1,500 程度)

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

（３） 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。

（４） フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps 程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2-7 撮影の留意事項

写真管理（別表-3）の適用について、以下の事項を留意するものとする。

（１）撮影箇所等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

（２）施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

（３）不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

（４）撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。

（５）写真管理（別表-3）に記載のない工種については監督職員と撮影箇所・基準を協議のうえ定めるものとする。

3.整理提出

写真管理（別表-3）に基づいて、撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案)」による。

（別表－３）　写 真 管 理

工　　種		区　分	撮　影　箇　所	撮　影　基　準
工事全景		工事状況写真	工事着工前及び工事完成写真	工事完成前と完成後で比較できるよう全景撮影（継ぎ合せでも可）
		工事状況写真	工事施工中の写真	工事の施工状況が判るよう必要に応じ同一地点より撮影
準備工	準備工	工事状況写真	工事施工中の写真	準備工の状態が判るよう撮影
	現場管理	工事状況写真	工事中の安全管理状況写真	実施状況の代表的なもの
	試験管理	工事状況写真	工事施工中の写真	現場管理状況、試験設備などを代表的な時期に撮影
浚渫及び床掘	ポンプ浚渫	工事状況写真	排砂管設置、撤去状況 零号・中継船設置、撤去状況 浚渫状況 排砂状況 海洋汚染防止対策状況	配置状況が判明できるよう撮影 各船毎、浚渫位置が判明できる背景を入れる。 特記仕様書の内容に対応させる。
	グラブ浚渫	工事状況写真	浚渫状況 浚渫土の運搬状況 浚渫土の土捨状況 海洋汚染防止対策状況	船名毎、船団の配置及び浚渫位置が判明できる背景を入れる。 土捨て位置が判明できる背景を入れる。 特記仕様書の内容に対応させる。
	障害物除去	工事状況写真	障害物積込状況 運搬船に積込まれた状態 障害物捨込状況	運搬個数が判明できるように撮影 障害物の大きさが判明でできるようにテープを同時撮影
	出来形測定	工事状況写真	出来形の確認状況	全景については位置が判明できる背景を入れる。
地盤改良	置換え・敷砂	工事状況写真	材料 使用船舶機械等 海洋汚染防止対策状況 飛砂防止対策 出来形の確認状況	全景が判明できるよう撮影

工　　種		区　分	撮　影　箇　所	撮　影　基　準
地盤改良	サンドコンパクションパイル・サンドドレーン・ペーパードレーン	工事状況写真	材料 使用船舶機械等	全景が判明できるよう撮影
	深層混合処理	工事状況写真	材料 使用船舶機械等 測量櫓設置、撤去状況 障害物撤去状況 改良杭打設状況 海洋汚染防止対策状況 改良船計器類	代表的な計器
	載荷	工事状況写真	使用船舶機械等 海洋汚染防止対策状況 出来形の確認状況 材料	全景については位置が判明できるよう背景を入れる。
	ロッドコンパクション	工事状況写真	材料置場 使用施工機械 施工状況	
	砕石ドレーン	工事状況写真	材料置場 使用施工機械 施工状況 出来形の確認状況	

工　　種	区　分	撮　影　箇　所	撮　影　基　準
洗掘防止マット 摩擦増大用マット	工事状況写真	補強材セット状況 アスコン打設状況 搬入仮置き箇所 アンカー取付、加工状況 運搬状況 使用船舶機械等 敷設状況 材料 形状寸法測定状況	作業状況が判明できるように撮影
	出来形管理確認写真	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイント	確認箇所が分る背景を入れる。防砂マット及び防砂目地板等については洗掘防止マットを適用する。
基礎捨石及び均し （基礎、被覆及び根固め、裏込）	工事状況写真	材料 準備、仮設状況 陸上運搬状況 捨石投入状況 捨石均し状況 出来形の確認状況	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
杭及び矢板 （鋼杭、コンクリート杭、鋼矢板、鋼管矢板及びコンクリート矢板）	工事状況写真	規格・外観・形状寸法測定状況 杭の保管状況 杭の積込状況 杭の運搬状況 導材の設置状況 杭の建込状況 杭の打込状況 ハンマーの種類、型式等 打込記録状況 飛油、騒音防止対策状況 継手部の離脱	全景及び枕木、くさび等、変形、転落防止措置を撮影 使用機械器具、積込方法が判明できるよう撮影 荷崩れ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるよう撮影 使用材料及び船舶機械、導枠の構造が判明できるように撮影 作業状況が判明できるように撮影 杭打船等の全景、打込方法、順序等が判明できるように撮影 離脱部の状況が判明できるように撮影
	出来形管理確認写真	杭及び矢板打込の出来形で工事完成後明視できないもの	打込完了時の全景、打込本数（枚数）、間隔法線に対する出入りなどがわかるよう撮影

工　　種	区　分	撮　影　箇　所	撮　影　基　準
控工	工事状況写真	腹起しの取付状況 タイロッド受杭 タイロッド、タイワイヤーの組立て、取付状況 プレキャストコンクリート控壁、控工部コンクリート、場所打コンクリート控壁 規格・外観・形状寸法測定状況	取付、締固め及び継手部の施工状況を撮影する。 コンクリートブロック及び上部コンクリートを適用する。 種類、規格が変わる毎にテープ等を同時撮影
	出来形管理確認写真	腹起し、タイロッド、控杭、控壁等の取付出来形で工事完成後明視できないもの	腹起し、タイロッド、控杭、控壁等の施工結果がわかるように撮影
コンクリート	工事状況写真	材料 鉄筋、型枠組立て状況 コンクリート打設状況 ドコンクリート施工状況	現場練りコンクリートの場合使用材料の品質規格、貯蔵状況、混合設備及び混合状況などがわかるように撮影 網部の配筋状況がわかるように撮影 コンクリート運搬、打設、締固め及び養生等の状況がわかる代表的なものを撮影 型枠建込、骨材投入、注入プラント設備、注入状況などがわかる代表的なものを撮影
	出来形管理確認写真	鉄筋の位置組立て方法など	配筋間隔及び網部の配筋状況がわかるように撮影

工　　種		区　分	撮　影　箇　所	撮　影　基　準
ケーソン	ケーソン製作	工事状況写真	ヤード等の状況 使用船舶機械等 函台 棒鋼の保管状況 鉄筋の保管、組立て、結束状況 吊筋の取付状況 型枠の施工状況 足場の状況 コンクリートの施工状況	ヤード全景及び整備が判明できるように撮影 使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影 函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離（ルーフィング等）の敷設状況を撮影 枕木の配置、覆いの状態等を撮影 枕木の配置、覆いの状態及び組立て、結束の状態が確認できるように撮影 また、現場加工を行う場合は発電機、切断機、曲げ機及び加工状況を撮影 吊り卸しケーソンの場合に適用 製作及び大組製作の状況、組立組外し状況、型枠清掃状況 作業足場（内足場及び外足場の組立状況）、昇り足場、壁継ぎ、足場スペース（足場の構造、安全ネット等が判明できるよう）、解体状況を撮影 打設準備（打設面の不純物除去）、コンクリート打設状況（ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法及び打込状態、締固め状態）、仕上状況（天端均し仕上状況） レイタンス除去状況、養生状況を撮影
		出来形管理確認写真	鉄筋の出来形 型枠の出来形 コンクリート出来形	組立完了状況（各部分各層毎）、かぶりの状況（鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影） 組立完了状況（各部分各層毎） 形状寸法（各部分各層毎）、外観、完成品全景（ケーソン番号、吃水マークを入れ、打設完了状況が判明できるように撮影）
	ケーソン進水	工事状況写真	蓋の取付状況（ネットを含む） バラスト材投入状況 進水状況 浮上または吊上げ完了状況	曳航の場合で蓋の取付状況または取付完了状態を撮影 バラスト材投入状況（バラスト投入方法及び材斜が判明できるように撮影） 進水状況（FD,DD、斜路、吊卸し等の方法が判明できるように撮影）、進水設備（吊卸しの場合の起重機船、吊具）、進水状況（漏水がある場合は漏水状況及び処置状況） 計画吃水であることが確認出来るよう撮影
	ケーソン仮置	工事状況写真	使用船舶機械等 仮置（係留）作業状況	使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影 仮置き（注水を含む沈設状況）、及び係留（係留アンカーを含む）が判明できるように撮影
		出来形管理確認写真	仮置（係留）状況	沈設仮置完了状態または係留完了状態（係留アンカーを含む）が判明できるように撮影

工　　種		区　分	撮　影　箇　所	撮　影　基　準
ケーソン	ケーソン回航・曳航	工事状況写真	蓋の設置状況 使用船舶 回航・曳航用ロープ 回航・曳航状況 寄港及び避難の状況 完了（目的地着）状況	 船名、形象物等が判明できるように撮影 取付状況及び取付位置並びに吊具取付状況を撮影 回航・曳航の姿勢が判明できるように撮影 途中寄港した場合にはその係留等の状況が判明できるように撮影 回航・曳航が完了した事が判明できるように撮影（付近の背景を同時撮影）
	ケーソン据付	工事状況写真	使用船舶機械等 据付作業状況	使用する船舶機械類及び配置状況が判明できるように撮影 据付作業が判明できるように撮影
		出来形管理確認写真	据付完了状況 据付目地 据付法線の出入	配筋が非対象の場合、全面及び背面の確認を含め据付完了が判明できるように撮影 代表的な部分を撮影 完成法線が判明できるように撮影（延長方向へ撮影）
ブロック	ブロック製作、運搬、仮置	工事状況写真	ヤード等の状況 使用機械等 棒鋼の保管状況 鉄筋の保管、組立て、結束状況 吊筋の取付状況 型枠の施工状況 足場の状況 コンクリートの施工状況	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影 使用する機械の種類が判明できるように撮影 枕木の配置、覆いの状態等を撮影 枕木の配置、覆いの状態及び組立て、結束の状態が確認できるように撮影 また、現場加工を行う.場合は発電機、切断機、曲げ機及び加工状況を撮影 製作及び大組製作の状況、組立組外し状況、型枠清掃状況 作業足場（内足場及び殊足場の組立状況）、昇り足場、壁継ぎ、足場スペース（足場の構造、安全ネット等が判明できるよう）、解体状態を撮影 打設準備（打設面の不純物除去、散水）、コンクリート打設状況、仕上状況、養生状況を撮影
		出来形管理確認写真	鉄筋の出来形 型枠の出来形 コンクリート出来形	組立完了状況、かぶりの状況（鉄筋と型枠の間隔）が判明できるように撮影 組立完了状況 形状寸法、外観、完成品（製作個数が確認できるよう撮影）及び積重ね段数が確認できるように撮影
	ブロック据付	工事状況写真	使用船舶機械等 据付状況写真 出来形の確認状況	使用する船舶機械類が判明できるように撮影 据付作業が判明できるように撮影 方塊、平塊等の目地測定時及び法線出入の測定時（据付の全体が判明できるように撮影）

工　　種		区　分	撮　影　箇　所	撮　影　基　準
中詰		工事状況写真	使用船舶機械等 投入状況 均し状況 締固状況 材料の確認 出来形の確認状況	使用する船舶機械類が判明できるように撮影 見本及び作業船等（テープ等を同時撮影） 中詰材の天端とケーソン天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影
蓋コンクリート		工事状況写真	使用船舶機械等 ルーフィング敷設状況 コンクリート積込、運搬状況 コンクリート打設状況 天端仕上状況 養生作業状況 出来形の確認状況	作業船の形状がわかるよう前方、側面からそれぞれ撮影 作業状況が判明できるように撮影 蓋方塊の場合はブロックの撮影基準を適用 蓋コンクリートの施工天端高とケーソンまたは蓋方塊との差が判明できるようにテープ等を同時撮影
上部コンクリート		工事状況写真	打継ぎ処理状況 型枠の施工状況 鉄筋の施工状況 伸縮目地の設置状況 コンクリートの打設状況 足場の状況 灯台基礎、電柱穴、階段等 出来形の確認状況	作業方法が判明できるように撮影 構造、組立組外し運搬状況、目地材の取付状況、清掃状況について作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影 鉄筋の仮置、溶接、保管、組立及び結束状況 打設準備（打設面の不純物除去、散水状況等を撮影）、運搬方法、打設方法、打設状態、締固状態、天端均し仕上状況、型枠取外し後の木コン穴埋状況、養生状況について作業状況がわかるように撮影 組立状況、解体状況 測定状況が判明できるように撮影
舗装	路床	工事状況写真	路床の施工状況	締固めなどがわかるように撮影
	路盤	工事状況写真	路盤工の施工状況	路盤の敷均し、締固め状況などがわかるように撮影

工　　種		区　分	撮　影　箇　所	撮　影　基　準
舗装	コンクリート舗装	工事状況写真	型枠の施工状況 コンクリート舗設状況 目地施工状況 養生状況	型枠据付時の路盤の状況、型枠据付状況がわかる代表的なものを撮影 コンクリート運搬舗設作業、締固め及び表面仕上げ状況のわかる代表的なものを撮影 スリップバー、タイバー目地材などの設置状況及び金網などの設置状況がわかる代表的なものを撮影 養生状況がわかる代表的なものを撮影
		出来形管理確認写真	舗装の出来形寸法 路床路盤の厚さ、幅、コンクリート舗装の鉄網、目地などで工事完成後明視できないもの	舗装の幅、舗装厚がわかるよう脱型後側面より撮影 路床路盤の厚さ、幅、コンクリート舗装の鉄網、目地などを撮影
	アスファルト舗装	工事状況写真	型枠の施工状況 アスファルト舗装状況 出来形の確認状況	型枠据付時の路盤の状況、型枠据付状況がわかる代表的なものを撮影 プラントの全景、運搬中の状況、舗装締固めの状況の代表的なものを撮影 コアー抜取り状況、コアーの状況などがわかるよう代表的なものを撮影
		出来形管理確認写真	舗装の出来形寸法 路床路盤の厚さ、プライムコート及びタックコートの散布状況	舗装の幅、舗装厚の状況がわかるように撮影 路床路盤の厚さ、幅、プライムコート及びタックコートの散布状況を撮影
付属工	係船柱	工事状況写真	使用船舶機械等 基礎工施工状況 本体据付状況 搬入数量	使用機械、船舶等が判明できるように撮影 杭打ち、基礎石投入、均し及びコンクリート打設、押込ボルト等を撮影 据付状況が判明できるように撮影 搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
		出来形管理確認写真	係船柱基礎コンクリートの出来形寸法など 本体据付確認状況	基礎杭打込完了状況、基礎石均し、コンクリート打設前の型枠、埋込ボルト検査状態及び基礎完成状況が判明できるように撮影 据付完了状態が判明できるように撮影
	防舷材	工事状況写真	使用船舶機械等 取付位置の状態 取付状況 搬入数量	使用機械、船舶等が判明できるように撮影 埋込（取付）ボルトの部分及び全景 搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
		出来形管理確認写真	取付完了状態	取付完了状態の部分（１基）及び正面全体と延長方向全景

工　　種		区　分	撮　影　箇　所	撮　影　基　準
付属工	車止め・縁金物	工事状況写真	使用船舶機械等 取付状況 形状寸法測定状況	使用する船舶機械等が判明できるように撮影 取付、コンクリート打設
		出来形管理確認写真	取付完了状態	取付完了状態の部分及び正面全体と方線方向全景
	電気防食 （陽極）	工事状況写真	使用船舶機械等 陽極 取付状況 電位測定装置設置状況	使用する船舶機械等が判明できるように撮影 取付陽極の部分（１組）及び全体、形状寸法測定状況 測定用端子の設置状況
		出来形管理確認写真	取付完了状態 電位測定	潜水士による確認検査状況 電位差測定の状況
	防食塗装	工事状況写真	使用船舶機械等 施工状況	使用する船舶機械等が判明できるように撮影’ 各層の塗装状況部分及び全景
		出来形管理確認写真	塗装完了状態	完了の部分（１箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
	被覆防食	工事状況写真	使用船舶機械等 施工状況	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		出来形管理確認写真	被覆防食完了状態	完了の部分（１箇所）及び正面全体と延長方向を撮影

工　　種		区　分	撮　影　箇　所	撮　影　基　準
溶接切断	溶接	工事状況写真	開先の加工状況 溶接の作業状況 溶接棒、溶接ワイヤ	使用機械器具が判明できるように撮影 使用機械器具が判明できるように撮影 特記仕様書で規定した品質であることが判明できるよう撮影（包装の表示等）
		出来形管理確認写真	形状寸法	ゲージを同時撮影
	切断	工事状況写真	切断作業状況 酸素ガス及び溶解アセチレン	使用機械器具が判明できるように撮影 特記仕様書で規定した品質であることが判明できるよう撮影（ボンベの表示等）
		出来形管理確認写真	形状寸法	ゲージを同時撮影
土工		工事状況写真	工事施工前の状況写真 施工状況 法面工の施工状況 出来形の確認状況	伐開前、土取場及び土捨場の着工前の状況がわかるよう撮影 排水状況、伐開状況、切盛土作業などの状況がわかるよう撮影 法面仕上げ状況、法面工作業状況等がわかる代表的なものを撮影 盛土の各層の仕上り厚さ及び裏込めの出来形測定状況が判明できるように撮影
埋立及び裏埋		工事状況写真	使用船舶機械 施工状況 公害防止対策	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影 埋立材の採取状況、運搬状況、整地状況、余水吐の設置及び撤去状況（余水吐が判明できるように撮影）
		出来形管理確認写真	裏埋などで土事完成後明視できないもの	出来形の測定状況
植生工	張芝工 筋芝工	工事状況写真	使用機械器具等 材料の管理状況 土の敷き均し、肥料の散布状況 芝の植付け状況 使用材料	使用機器の規格、形状等が判明できるよう撮影 材料の管理状況が判明できるよう撮影 土の敷き均し、肥料の散布状況が判明できるよう撮影 剥離しやすい箇所の固定、ローラ等による鎮圧状況が判明できるよう撮影 提出見本により芝、肥料の種類、土の性状等が判明できるよう撮影
		出来形管理確認写真	植生状況	全体区域、部分的に施工前及び完成後の状況が判明できるよう撮影

工　　種		区　分	撮　影　箇　所	撮　影　基　準
植生工	播　種　工 種子吹付工	工事状況写真	使用機械器具等 材料の管理状況 種子の播き付け、土の敷均し等の状況 使用材料	使用機器の規格、形状等が判明できるよう撮影 材料の管理状況が判明できるよう撮影 作業状況が判明できるよう撮影 土、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤等の種類が判明できるよう撮影
		出来形管理確認写真	植生状況	全体区域、部分的に施工前及び完成後の状況が判明できるよう撮影
	植　裁　工	工事状況写真	使用機械器具等 運搬機械、材料管理状況 土の敷き均し、肥料の散布状況 根回し、運搬、杭穴、植付け、名札等の状況 使用材料	使用機器の規格、形状等が判明できるよう撮影 材料の管理状況が判明できるよう撮影 土の敷き均し、肥料の散布状況が判明できるよう撮影 植樹の施工状況が判明できるよう撮影 樹木の形状及び提出見本により肥料の種類、土の性状等が判明できるよう撮影
		出来形管理確認写真	植樹状況	全体区域、部分的に施工前及び完成後の状況が判明できるよう撮影
汚濁防止膜工		工事状況写真	取付け、組立状況 運搬、設置、撤去状況 カーテンの種類、形状 汚濁防止膜の構造 出来形（設置状況）	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるよう撮影 作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影 カーテンの種類、規格、形状等が判明できるよう撮影 アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状等が判明できるよう撮影 正面、側面等全体の設置状況が判明できるよう撮影

別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」

1. 総則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準７に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを仕様した撮影～提出）に適用する。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。

工事写真
- 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
- 施工状況写真
- 安全管理写真
- 使用材料写真
- 品質管理写真
- 出来形管理写真
- 災害写真
- 事故写真
- その他（公害、環境、補償等）

2. 撮影

2-1 撮影箇所

工事写真の撮影箇所は写真管理（別表-3）に示すものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

① 工　事　名
② 工　種　等
③ 測点（位置）
④ 設 計 寸 法
⑤ 実 測 寸 法
⑥ 略　　図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。
また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工

「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出

来形管理要領（舗装工事編）(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。
また、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

（１）品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

（２）出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに１回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

（３）監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

2-5 撮影の仕様

写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。

（１）写真はカラーとする。

（２）写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものはその指示した大きさとする。

2-6 留意事項

写真管理（別表-3）の適用について、以下の事項を留意するものとする。

（１）「撮影箇所等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

（２）施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

（３）不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

（４）撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。

（５）写真管理（別表-3）に記載のない工種については監督職員と撮影箇所・基準を協議のうえ定めるものとする。

3.整理提出

工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各 1 部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

（１） 撮影写真の原本

撮影写真の原本とは、写真管理（別表-3）に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。

（２） 工事写真帳

工事写真帳は、写真管理（別表-3）に基づいて撮影した写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4 切版又は A4 版とする。